# 2. 卒後臨床研修\*1

平出 敦\*2

### 1. 卒後臨床研修制度の変遷

わが国においては、戦後、1946年に進駐軍の 統治下のもとで、医学部を卒業した者に対して、 米国型のいわゆるインターン制度が導入された. これは、医学部卒業後、医師国家試験の受験資格 として、1年以上の診療および公衆衛生に関する 実地修練を義務付けたものである. しかし. わが 国では十分定着できず、身分等も不安定であった ことから、学生運動の引き金になり廃止された. その結果、1968年に医学部卒業者の身分、処遇 が制度的に位置づけられた臨床研修制度が創設さ れた. 医学部卒業者は. 卒後ただちに医師国家試 験を受験し、合格した後、2年間の臨床研修を受 けることになった。ただし、この臨床研修は努力 規定であり、すべての医学部卒業生に義務付けら れたものではなかった.

2004年にはじまった臨床研修の必修化は、こ の臨床研修を義務付ける制度改革である.

## 2. 医師臨床研修必修化がもたらした もの

必修化の直前 2003 年には、研修医数は 13,500 人(2学年)で、研修対象者の87%に達していた。 必修化は、しかし、単にこの割合を埋めただけで なく. 研修の実質に大きな変化をもたらした. 13.500 人のうち7割が大学病院で研修していた が、必修化にともないおよそ5割が一般臨床研修 病院に流動化した. 実は, 必修化前は, 臨床研修 1年目に大学病院で研修して、2年目に一般病院 で研修するパターンが多かったので、この概算

は、必修化にともなう変化を過小評価している. この大きな変化には、マッチング制度と、スー パーローテーション制度の導入が大きく関与して いる。マッチング制度とは、病院と学生の両者が 希望順位を届け出て、マッチング協議会でその希 望をマッチさせる仕組みである。 スーパーロー テーションは、 研修医が異なる診療科をローテー トするシステムである. 必修化前には. 研修医の 4割程度が出身大学関連の単一診療科での研修 (ストレート方式)を受けていた. スーパーロー テートによる研修を受けていた研修医は少なかっ たが、必修化後、すべての研修医に求められるこ とになった. このような研修医の流動化は大学病 院から若い医師が離れる傾向を助長するととも に、研修医の労働力に依存していた大学病院のマ ンパワーにも影響を与え、大学病院の医師派遣機 能の低下を助長した.

研修医の側からみても、研修のあり方につい て、大きな変化が生じた、そもそも研修医の存在 が、従来になく注目をあびるようになった、研修 医が健全に育成されるべき存在であることが強く 認識されるようになり、その処遇が改善され、労 働条件が顧慮されるようになったことは臨床研修 必修化がもたらした大きな変化である。また、研 修医の研修の実質に関しても従来になく考慮され るようになった.

# 3. キャリア段階に応じた教育として の臨床研修

駆け出しの医師の教育は、どの国でも、大きな 困難を抱えており、あらゆる社会の普遍的な課題 である. キャリア段階において、医療職の資格を 有したばかりの医療人が試行錯誤しながら医療人 として育成されなくてはならない. しかし. その

<sup>\*1</sup> Postgraduate Clinical Training

<sup>\*&</sup>lt;sup>2</sup> Atsushi Hiraide 京都大学医学教育推進センター

過程で患者の安全は確保されなくてはならない. また,職に就いてしばらくは,処遇はその労働の 対価に見合うものではなく指導や監視にむしろ手 間のかかる存在ですらある.しかし,このような 矛盾に満ちた存在であるからこそ,十分なケアと 教育のシステムが求められているということがで きる.

労働の対価ではなく, 研修医の健全な育成の観 点から、ワークライフバランスの視点を持ち込む ことが、人材育成の点から認識されるようになっ た. たとえば必要な休息や睡眠時間が確保される ことが広く指摘されるようになり、針刺し事故 や、過労などの研修医自身の健康を守ることにつ ながっている. ただし. 一般的な労働条件の順守 が医師という医療系職業人に、他の職種と同様に 求められるべきであるかどうかについては、簡単 ではなく、実際上のメディカルサービスの提供や 病院の経営との整合が問題になっている. また. キャリア段階に応じた教育としての臨床研修の視 点では、卒前の教育改革に関しても影響を与えて いる。駆け出しの医師の学習を円滑にするために は、卒前に、十分な準備が求められるところであ る。単に、卒業時に、必要な知識があるだけでな く、態度、技能も含めてメディカルケアに参画で きる準備状態であるかどうかが、問われるように なってきている.

#### 4. 研修の理念とプログラム

臨床研修病院や大学病院が、研修プログラムを公開して、学生がプログラムを選択することは、必修化前には、必ずしも一般的ではなかった. 2004年の必修化後、学生は、基本的には施設ではなく、プログラムを選択することとなった、マッチングへの参加病院数は、2009年で1,052であるが、研修プログラム数は1,424であり、学生は、この1,424のプログラムの中から、選択している.

しかし、ローテーションの内容は、必修化当初、 内科、外科、救急部門を基本科目として、小児科、 産婦人科、精神科、地域・保健医療を必修科目と していたために、バリエーションは研修医にとっ て比較的限られており、均一化したプログラムが 提供されていた.これは、研修の理念が、いわゆるプライマリ・ケア、全人的医療をめざすものであり、すべての医師が基本的に修得すべき内容を 基盤においたからである.

しかし、制度の見直しにともない 2010 年からは、選択科目を選択必修にし、プログラムの制限を大幅に弾力化して、選択の幅を広げることができるようになった。これにより、研修医が将来に向かってキャリアが見えやすいプログラムが構築しやすくなった。

なお、同時に研修医の募集定員に関して、都道府県別の上限設定、自治体や地域医療協議会の意向に沿った定員調整、大学病院等の医師派遣機能の反映などが見直しにともない導入された。また、年間入院患者数が3000人に満たない研修病院の認定の取り消しなども規定されており、全体として研修医の募集定員を削減する方向で施策が進められている。

#### 5. 研修指導医講習会と研修指導

必修化にもとない学習者の立場から臨床研修を とらえる潮流が生じたが、その端的な例は、研修 医の支援のための研修センターの充実である。 そ れとともに、指導医のための講習会の普及もめざ ましく進んでいる. この講習会は、文部省、厚生 省が共同開催していた "医学教育者のためのワー クショップ"がコアとなっている. このワーク ショップは、1974年に日野原重明らによって、 わが国にもたらされたものであり、1967年から 始まった WHO の医療者向けワークショップが 原型である。もともと何日もかけておこなわれた ものであったが、現行の研修指導医講習会につい ては、これを実質16時間以上として厚生労働省 では認定しており、ほとんどのワークショップは コンパクトなものとなっている。2009年度より 研修指導医の資格として必須となった. なお. "医 学教育者のためのワークショップ"については、 日本医学教育学会が中心になって文部科学省. 厚 生労働省の共催をえて継続しており、研修指導医 講習会のアドバンストコースの位置づけとなりつ つある.

# ■文 献

- http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/hensen/index.html
  厚生労働省, 医師臨床研修制度の変遷.
- 2) http://www.jrmp.jp/, 医師臨床研修マッチング協 議会, 2009 年度医師臨床研修統計資料.
- 3) 医療プロフェッショナルワークショップガイド, 日本医学教育学会, 篠原出版新社, 東京, 2008 年.